

ミツヒロニュース



4月です。ご存知のように日本を標的としたサイバー攻撃が急増しています。ネットバンキングの不正送金も増えてきているので注意が必要です。最近では、社内資料を利用不可能にした上で金銭を要求する、「身代金ウイルス」によるデータ破壊が法人企業で激増しています。対策キーワードは「最新化」です。是非、パソコンは最新のセキュリティー対策を取って頂ければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇小規模企業共済制度を
活用してみませんか？
- ◇受取利息の源泉税が変わります
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(47)
「印紙税の取扱い②」
- ◇今月のお勧めセミナー
「はじめての消費税 軽減税率」
- ◇あとがき
「フィギュア登場！」

小規模企業共済制度を活用してみませんか？

1. 個人事業主の節税第一歩は「小規模企業共済」

毎月の積立貯金が必要経費になれば最高の節税商品ですが、そうはなりませんし、そのような節税商品を国税庁は許していません。

しかし、同様の効果が期待できる商品として「小規模企業共済」があります。運営元は、国がほとんど全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構です。掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元され、制度の運営経費は全額、国からの交付金により賄われています。

1) 小規模企業共済制度に加入できる人

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

※不動産賃貸業の地主・家主の方については、事業規模(5棟10室以上の賃貸物件を所有)で、本業としている方に限られます。(給与所得者の副業不動産投資は対象外)

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2) 毎月の掛金および払い込み方法

掛金月額は 1,000 円～70,000 円の範囲内（500 円単位）で自由に選べ、加入後も掛金月額（増額・減額）ができます（減額には一定の要件が必要です）。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選ぶことができます。

3) 税法上のメリット

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

（1 年以内の前納掛金も同様です）

《掛金の全額所得控除による節税額の一覧表》

課税される 所得金額	加入前の税額 (a)	加入後の税額 (b)		加入後の節税額 (= a - b)	
	所得税 + 住民税	掛金月額 3 万円	掛金月額 7 万円	掛金月額 3 万円	掛金月額 7 万円
400 万円	785,300 円	675,800 円	544,000 円	109,500 円	241,300 円
600 万円	1,393,700 円	1,284,200 円	1,138,100 円	109,500 円	255,600 円
800 万円	2,034,200 円	1,913,700 円	1,753,000 円	120,500 円	281,200 円
1,000 万円	2,806,000 円	2,648,700 円	2,439,000 円	157,300 円	367,000 円

4) 共済掛金の請求事由

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任などの場合、受け取れます。

※共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

5) 共済金の税法上の取扱い

共済金の受取りは、「一括」「分割（10 年・15 年）」「一括と分割の併用」のいずれかを選ぶことが可能です。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

◎掛金納付月数に応じて、掛金合計額の 80%～120%相当額を受け取ることができます。

掛金納付月数が、240 ヶ月（20 年）未満の場合は、掛金合計額を下回ります。

2. 平成 28 年 4 月 1 日より制度が改正になります。

《 制度改正の内容 》

1) これまでよりも多くの共済金を受け取れるようになります！

（注）平成 28 年 4 月 1 日以降に「事業を全部譲渡した場合」、「会社等役員を退任した場合」が対象となります。

2) 共同経営者が独立後も共済契約を継続できるようになります！

3) 分割共済金の支払い回数が増えます！

共済金を分割で受け取る場合は、これまでは年 4 回の支払いでしたが、改正後に共済金を請求した方は、**年 6 回**（毎年 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）の支払いになります。

これにより**公的年金と交互に受け取る**ことができ、毎月安定した収入を得ることができます。

（注）平成 28 年 4 月 1 日以降に共済金を分割受け取りにより請求した方から適用されます。

4) 万が一、共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族の範囲が広がります！

5) 掛金を減額しやすくなります！

従来、利益調整に使わせないため、「経営の著しい悪化」などの要件に該当しなければ、掛金の減額はできませんでした。また、手続きに銀行の確認印が必要であったため、非常に使い勝手の悪いものでした。

しかし、小規模企業共済法改正により、平成 28 年 4 月からは、銀行に確認印を頼む必要がなくなり、減額後金額を書いた減額申込書を運営元に郵送するだけで減額が可能となります。

（次頁へつづく）

3. 節税事例 ～所得税・相続税でダブル節税～

賃貸マンション新築時に共済を開始します。実質修繕積立金でありながら、全額経費化できるので、所得税の節税が可能です。また、事業主死亡時の受取金は、相続税上で死亡退職金と扱われます。法定相続人が3人であれば死亡退職金の非課税枠が1,500万円あるので、退職金と縁のない家主業で使い残しになるはずの優遇非課税枠を相続時に活用することができます。所得税・相続税でダブル節税となり、利益の増減に合わせて掛金を増減し、一括払節税も可能なため、有効で簡単な節税方法だと思います。

事業規模の地主・家主の方（給与所得者の副業不動産投資は対象外）の節税は小規模企業共済からです。是非、利用の検討をしていただければと思います。



受取利息の源泉税が変わります

◆地方税5%の源泉税が課税されなくなりました

平成28年1月1日以降法人が受け取る預金の利子には、地方税（都道府県民税利子割）が課税されなくなりました。

この改正は平成25年の税制改正でなされましたが、既に多くの方が忘れてしまっていると思われます。

平成27年12月31日までに法人が受け取った預金の利子には国税15.315%、地方税5%の源泉税がかかっていましたが、平成28年1月1日以降法人が受け取る利子には地方税5%の源泉税がかかりません。

◆法人の経理担当者は要注意

個人の方は、従来通りなので、特に気にする必要はありませんが、法人の経理を担当されている方は、経理処理に注意が必要です。

通常、預金の利子は源泉徴収税額を控除した残額が通帳に記載されます。

通帳に797円の利子が記帳されていた場合を例に説明いたしましょう。

従来は797円を国税と地方税合わせて20.315%の源泉税が控除された残額と認識し、利子は $797 \text{円} \div 0.79685 = 1,000 \text{円}$ として以下の処理をしていました。

(預金) 797 / (受取利息) 1000
(法人税等) 153 国税
(法人税等) 50 地方税

しかし、平成28年1月1日以降に受け取る利子には地方税が課税されていないので、以下の処理となります。797円は国税の15.315%が控除された残額ですから、割り戻す率は $100\% - 15.315\% = 84.685\%$ となります。

$797 \text{円} \div 0.84685 = 941 \text{円}$ が受取利息の金額となり、以下の処理となります

(預金) 797 / (受取利息) 941
(法人税等) 144 国税



◆経理処理を再確認しましょう

定期預金の利子は、その内訳が通知されますので、地方税が源泉されていないことに気が付きますが、普通預金の利子は単に通帳に源泉徴収後の金額が記載されるだけです。2月3月は多くの銀行の普通預金の利子が計上される月ですので、再度ご確認ください。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ47. 「印紙税の取扱い②」

今回は、事前通知の内容に印紙税を含めないが、必要であれば印紙税の調査はするとお伝えしました。印紙税の調査が行われた場合、税理士の業務から、印紙税が除かれているという事実により、税理士は口出しできないということになります。

これは正確には「税務代理」といい、顧問先である法人・個人事業主の代わりに、税務調査で調査官に発言等をする行為なのですが、印紙税に限っては、これができないというわけです。

ですが、調査官がこれら税理士法の実情を知らなかったり、知っていても納税者と直接やり取りするより効率的である等の理由により、印紙税の調査においても税理士に意見を求めたりすることがあります。

一方、税理士が印紙税の税務代理ができないという事実を知っている調査官の中には、税務調査で税理士が印紙税の口出しをすると、「法律違反ですよ」と言ってくる場合もあり得ます。このような場合は、税理士が代理で意見を述べるのではなく、「経営者の意見をそのまま伝える」ということであれば問題ありません。つまり、税理士の見解ではなく、経営者の見解をそのまま伝えるのであれば、代理行為にはならないのです。

税務調査において印紙税が問題になり、調査官の方から税理士に対して印紙税の質問等がない場合は、経営者の意見をそのまま述べていただく機会があるかもしれませんが、それはこのような理由からなのです。

参考文献： ■バードレポート第1064号 ■小規模企業共済制度パンフレット（中小機構）

🌸 今月のお勧めセミナー 🌸

第2回 そこが知れなかった 税務・会計セミナー なるほど!よくわかる「はじめての消費税率軽減税率」

当セミナーでは、平成29年4月1日からの消費税率の引き上げに備えて、軽減税率が適用される対象品目、インボイス制度の概要、経過措置等について分かりやすく解説します。奮ってご参加ください。

(開催日4月13日(水) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あしがき

下田です。今年も無事に確定申告を終え春を満喫しています。先日、弊社にフィギュアが届きました。モデルはもちろん社長です！このフィギュアは、講師でお招き頂いた企業様のフェアにて、先進技術の3D撮影を体験して作ったものです。17cm程の大きさですが驚くほどよく出来ており、顔の表情はもちろんのこと、身体の凹凸やスーツの風合いまで再現されています。ご来所の際は、是非、このフィギュアもご覧くださいね。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

